

蒲郡市設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、事務の簡素合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 設計変更とは、蒲郡市契約規則（昭和39年4月1日規則第11号）第44条第1項の規定に基づき元設計を変更することをいい、第5条の規定により契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者に協議することを含むものとする。

(設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更のできる範囲は、次に掲げる理由によりやむを得ず元設計を変更する必要がある場合とする。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの
 - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
 - イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
 - ウ 地元調整等の処理による場合
 - エ 安全対策に基づく場合（交通誘導員、仮設工等）
- (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの
 - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
 - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
 - ウ 土質の確認に基づく場合
 - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
 - オ 建設リサイクル法に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
 - カ 諸経費調整に基づく場合
 - キ 施工条件明示項目の変更に基づく場合
 - ク 測量・地質調査等に判明が不可能な場合
 - ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合
- (3) 事業の進捗を図るもの

- (4) 許認可条件の処理に伴うもの
(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更による契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30%以内の場合(別件発注することが妥当な場合を除く。)
(2) 設計変更による増加額が当初契約金額の30%を超えるものであって、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難な場合
(3) 設計変更により減額する場合

2 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

(設計変更の手続き)

第5条 設計変更の必要が生じたときは、次の各号により手続きを行うものとする。

- (1) 前条に該当する場合のうち、その増減額が当初契約金額の30%を超えるときは、遅滞なく変更設計書を作成するものとする。
(2) 前条に該当する場合のうち、その増減額が当初契約金額の30%以内の軽微な変更については、監督員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、設計変更協議について(伺)(第1号様式)により変更後の設計見込額に応じた区分による決裁権者の決裁を受け、設計変更について(協議)(第2号様式)により受注者と設計変更について協議し、受注者から設計変更協議承諾書(第3号様式)を徴するものとする。この場合において、変更設計書の作成については、工期末(債務負担行為に基づく工事等)にあっては、各会計年度の末又は工期末)までに行うものとする。
(3) 調査、測量等にあつては、変更の必要が生じた都度、遅滞なく変更設計書を作成するものとする。

(契約変更の手続き)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、次の各号により遅滞なく行うものとする。

- (1) 予算執行変更伺書及び支出負担行為決議書(増又は減)に関係書類を付して、減額の場合は当初の金額区分による決裁権者、増額の場合は変更後の金額区分による決裁権者の決裁を受け、契約変更を行う。

(2) 変更設計書の作成を省略できる軽微な変更の場合は、変更契約書の作成を省略することができる。

附 則

この要領は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市設計変更事務取扱要領の規定による諸様式用の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記（蒲郡市設計変更事務取扱要領の運用及び個別的事項の定義）

1 一般的事項

設計変更は、一般に競争入札等の手続きを経て成立した請負契約の内容を変更するものであるから、要領第3条の「設計変更のできる範囲」に掲げられた場合に限り認められるものである。したがって、当初の設計書作成段階では現場調査等を十分かつ慎重に行うものとし、安易に設計変更を行うことは極力避けなければならない。

2 個別的事項

(1) 要領第3条第1項1号イについて

「他事業」とは他機関、公益事業者等の現に実施中又は計画中の事業をいうものとする。

(2) 要領第3条第1項1号ウについて

円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。なお、「地元調整等」とは地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。

(3) 要領第3条第1項3号について

本項は、設計額と契約額との差額（いわゆる執行残）又はやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って、既発注工事の事業的効果あるいは投資効果を促進するため増工する場合等をいうものである。なお、本項による増工が認められるのは、原則として継続事業であって、既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものであること。

(4) 要領第4条第1項1号について

「30パーセント」という範囲は契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する最終的な増加額がこの範囲を越えてはならない趣旨であること。

(5) 要領第4条第2項について

諸経費調整を伴う設計変更による変更契約は、原則前払いを行った後、速やかに行うものとする。なお、契約保証金及び前払金については、当初契約金額（諸経費調整を伴う設計変更による変更契約を行う前の契約金額）をもとに算定した額とする。

第1号様式（第5条関係）

				起 案		文書番号			公印使用
				決 裁		予算担当課			
				施 行		工事担当課			

設計変更協議について（伺）

このことについて、次のとおり受注者と協議してよろしいか。

第 回

変更理由									
工 期	変 更 前	着 手		日 間	契 約 金 額 税 込	変 更 前		円	
		完 了				変 更 後 (見込)		円	
	変 更 後 (見込)	着 手		日 間		差 引 増 減		円	
		完 了						%	

契 約 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所 路線等の名称			
受 注 者			
契 約 年 月 日			
現 場 代 理 人		監 督 員	
協議事項			

様

蒲郡市長

⑩

設計変更について（協議）

次の工事について、下記のとおり設計変更したいので協議します。異議のない場合は、別紙承諾書を提出してください。

記

			第 回
契約番号			
工事名			
工事場所 路線等の名称			
受注者			
契約年月日			
現場代理人		監督員	
協議事項			

蒲 郡 市 長 様

受注者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

設計変更協議承諾書

年 月 日付け 第 号で協議のありましたこのことについては、
承諾します。

記

第 回

契 約 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所 路線等の名称			
受 注 者			
契 約 年 月 日			
現 場 代 理 人		監 督 員	
協 議 事 項			